

住宅・建築関係団体 御中

国土交通省住宅局住宅生産課

こどもエコすまい支援事業の創設について（周知のご協力のお願い）

日頃より住宅生産行政の推進にご理解、ご協力をいただき、厚く御礼申し上げます。

本年10月28日に「物価高克服・経済再生実現のための総合経済対策」が閣議決定され、家庭における省エネ投資を規制・支援一体型で促進し、住宅の断熱性の向上や高効率給湯器の導入などの住宅の省エネ化への支援の強化を行うこととされました。これを受け、11月8日に閣議決定された令和4年度補正予算（第2号）案に、子育て世帯・若者世帯夫婦による高い省エネ性能（ZEHレベル）を有する新築住宅の取得や、世帯を限定せず住宅の省エネ改修に対して支援する「こどもエコすまい支援事業（以下、本事業）」の創設が盛り込まれました。（別添1を参照）

本事業に関する要点は以下のとおりです。（令和4年度補正予算の成立が前提となります。）

（1）本事業の補助金交付申請について

- ・本事業は、高い省エネ性能（ZEHレベル）を有する住宅の新築や、一定の要件を満たすリフォームを行う場合に所定の補助金を交付するものです。本事業の交付申請は事業者（施工業者、分譲事業者等）が行い、全額を住宅所有者に還元するものとします。今後公募に基づき事務局を選定したのち、令和5年3月頃から申請受付を開始する予定です。

（2）本事業の補助対象となる新築・リフォーム工事の着工日について

- ・本事業では、令和4年11月8日以降に契約を締結し、原則として、事業者登録の申請日以降に着工した住宅の新築・リフォーム工事が補助対象となります。
- ・ただし、令和3年度補正予算に基づき創設された「こどもみらい住宅支援事業」の登録事業者が補助申請を行う住宅の新築・リフォーム工事については、令和4年11月8日以降に契約を締結し、「本事業の事務局開設日（令和4年12月中旬を予定）（開設日以降にこどもみらい住宅支援事業に登録申請した場合は、その申請日）」以降に着工したものが補助対象となります。（別添2を参照）

（3）経済産業省及び環境省が行う事業との連携について

- ・本事業は、令和4年度補正予算（第2号）案に盛り込まれた「高効率給湯器導入促進による家庭部門の省エネルギー推進事業費補助金」（経済産業省）及び住宅の断熱性能向上のための先進的設備導入促進事業等（経済産業省・環境省）とのワンストップ対応を予定しています。詳細は今後設置される事務局のウェブサイト等でお知らせします。

また、この度、本事業に関して、国土交通省ウェブサイト内に紹介ページを設けるとともに、お問い合わせ先として「こどもエコすまい支援事業お問合せ窓口」を設けました。

貴団体におかれましては、会員である団体や事業者、住宅の取得や改修を検討されている消費者の方々に対し、本事業に関する情報を提供し、ご理解いただけるよう、補正予算の成立が前提であることに留意しつつ、本事業の紹介を貴団体のホームページや機関誌等に掲載するなど、積極的な周知・普及にご協力をお願いします。

（参考）国土交通省ウェブサイト「こどもエコすまい支援事業について」

制度の詳細は下記のページに掲載しております。

URL：https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/jutakukentiku_house_tk4_000215.html

<本通知に関するお問合せ先>

国土交通省住宅局住宅生産課

電話：03-5253-8111（代表）、03-5253-8510（夜間直通）

担当：住宅ストック活用・リフォーム推進官 松本（内線39463）

課長補佐 八木（内線39428）

係長 水落（内線39471）

<こどもエコすまい支援事業お問合せ窓口>

電話：03-6704-5537

受付時間：9：00～17：00（土、日、祝日を含む。）

※今後選定する事務局において、専用のコールセンターを1月頃に開設する予定です。それまでの期間は、上記において問合せをお受けします。

別添1 令和4年11月8日付け記者発表資料

別添2 こどもエコすまい支援事業 補助対象となる新築・リフォーム工事の着工日について